

内航海運業法施行規則等の一部を改正する省令案について（概要）

令和7年2月
国土交通省

1. 改正の背景

国家安全保障戦略（令和4年12月閣議決定）においても指摘されているとおり、現在、サイバー空間では、露見リスクが低く攻撃者側が優位にあるサイバー攻撃の脅威が急速に高まっており、サイバー攻撃による重要インフラの機能停止や破壊等が、国家を背景としたものも含め平素から行われている状況にある。

重要インフラに対するサイバー攻撃として、我が国では、令和5年7月に名古屋港統一ターミナルシステムが不正プログラム感染により停止し、約3日間にわたり物流が大きな影響を受けた事案が発生したほか、海外においても、空港に対するDDoS攻撃（2023年リトアニア）、変電所に対するマルウェア攻撃（2022年ウクライナ）等の事案が発生している。また、令和6年2月には、米国土安全保障省サイバーセキュリティ・インフラセキュリティ庁（CISA）等の関係機関が、特定国を背景としたサイバー攻撃集団による新たな手法（環境寄生型攻撃）での米国インフラ事業者への攻撃の脅威について注意喚起を行うなど、国内外で重要インフラ事業者（重要社会基盤事業者）のサイバーセキュリティ確保の重要性が格段に増してきている状況にある。

我が国では、重要社会基盤事業のサイバーセキュリティ対策は、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）において、重要社会基盤事業者はそのサービスを安定的かつ適切に提供するため自主的かつ積極的にサイバーセキュリティの確保に努めることとされており、具体的には「重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画」（令和4年6月サイバーセキュリティ戦略本部決定（令和6年3月改定））に基づき、各事業者において自主的な対策が講じられている。

一方で、サイバー攻撃の脅威については重要インフラ分野の各事業法の事業監督の観点からも対処の必要性が高まっており、重要インフラ15分野の大半（情報通信、電力、ガス、医療、水道、港湾）の事業では、事業法体系の中にサイバーセキュリティの確保が規定されている。

現在、重要インフラ15分野のうち運輸関係の4分野（航空、空港、鉄道、物流）の事業については事業法体系においてサイバーセキュリティ確保について規定されておらず、今般、現下の情勢に鑑み、特定国等を背景とする攻撃等を防御するのに十分な水準のサイバーセキュリティを事業者横断的に確保する必要がある、事業法体系でのサイバーセキュリティ対策に係る監督措置について、国が各事業者の保有する重要なシステムを把握し、国・事業者の情報交換等により、これを適切に行えるよう、必要な規定を整備していく方針としたところである。

具体的には、各分野の現状の取組状況等に鑑み、当該4分野のうち、航空については事業計画、空港については空港機能管理規程、鉄道・物流（内航海運・貨物自動車運送）につい

ては、安全管理規程にそれぞれサイバーセキュリティの確保が含まれることを明確化し、各事業者における取組強化を促進することとする。

以上から、重要インフラ分野において、その機能が停止又は低下した場合に多大なる影響を及ぼすおそれが生ずるものに関する事業を行う者等（具体的な対象者については別途告示で定めることとする。）におけるサイバーセキュリティ確保の重要性及び当該計画又は当該規程は各事業者が作成するものであり施行に周知期間が必要となることを踏まえ、今般、事業法体系におけるサイバーセキュリティ確保の規定の整備を行うこととし、改正理由の同一性及び規定内容の共通性から、4分野5業種（物流（内航海運、貨物自動車運送）、航空、空港、鉄道）の事業法省令を一括改正するものである。

2. 改正の概要

（1）安全管理規程等へのサイバーセキュリティ対策の記載の追加

○内航海運業法施行規則関係（第1条関係）

- ・告示で定める者においては、内航海運業における安全管理規程に、電子計算機（その機能が停止し、又は低下した場合に輸送の安全の確保に多大な影響を及ぼすおそれが生ずるものに限る。）に係るサイバーセキュリティの確保に関する事項を記載することとする。

○航空法施行規則関係（第2条関係）

- ・空港機能管理規程に、電子計算機（その機能が停止し、又は低下した場合に空港の機能の確保に多大な影響を及ぼすおそれが生ずるものに限る。）に係るサイバーセキュリティの確保に関する事項を記載することとする。
- ・告示で定める者においては、航空運送事業における事業計画の記載事項に、電子計算機（その機能が停止し、又は低下した場合に事業の遂行に多大な影響を及ぼすおそれが生ずるものに限る。）に係るサイバーセキュリティの確保に関する事項を記載することとする。

○鉄道事業法施行規則関係（第3条関係）

- ・告示で定める者においては、鉄道事業における安全管理規程に、電子計算機（その機能が停止し、又は低下した場合に輸送の安全の確保に多大な影響を及ぼすおそれが生ずるものに限る。）に係るサイバーセキュリティの確保に関する事項を記載することとする。

○貨物自動車運送事業輸送安全規則関係（第4条関係）

- ・告示で定める者においては、貨物自動車運送事業における安全管理規程に、電子計算機（その機能が停止し、又は低下した場合に輸送の安全の確保に多大な影響を及ぼすおそれが生ずるものに限る。）に係るサイバーセキュリティの確保に関する事項を記載することとする。

3. 今後のスケジュール

公

布：令和7年3月頃

施

行：令和8年4月1日